

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和3年3月22日（月） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時30分
会 場	安城市役所 さくら庁舎第36会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 13名 法第18条による委員数 27名
欠席委員	中尾 充紀委員、太田 和孝推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	岩瀬事務局長、村藤事務局課長、岡田課長補佐、松井主査 市川主査、細井主査、曾我主事
議事録署名者	6 鶴田 晃康 委員 12 岩井 和男 委員

会議の記録

午後 2 時半、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の 2 名を指名

議事録署名者は 6 鶴田 晃康 委員 1 2 岩井 和男 委員

また、欠席者は 2 中尾 充紀委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第 1 第 9 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第 1 第 9 号議案、農地法第 3 条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号 8 ～ 1 1、設 1 の計 5 件です。

申請内容は、売買が 4 件、使用貸借による権利の設定が 1 件です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るための 1 件、農耕に精進するための 4 件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるための 1 件、耕地遠隔等耕作不便のため 1 件、高齢により耕作が困難なための 1 件、住宅建築・改築資金に充当するための 1 件、農作業の仕事量を減らすための 1 件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田 8, 8 8 8 m²、畑 9 3 7 m²、合計 9, 8 2 5 m²です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 2 第 1 0 号議案 農地法第 5 条の規定による申請について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第 2 第 1 0 号議案 農地法第 5 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号18から23までの6件です。転用行為別に見ますと、コンビニエンスストアの建設が1件、分家住宅が4件、シールド立坑用地が1件です。面積につきましては、田3,265.45㎡、畑992㎡、合計4,257.45㎡です。

それでは、説明案件に移ります。今回の説明案件は受付番号23です。申請日は令和3年3月5日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が、渡人の所有する農地を転用し、分家住宅を建築するものです。受人は現在3世帯同居をしておりますが、受人に子が生まれたことを主要因として生活様式が変化、本申請を検討するに至りました。申請人、申請地、農地区分及び許可基準については、お配りしたA3両面刷り2つ折りの資料をご覧ください。

資料1についてどこで誰がどのくらいの規模で何をするかを簡単に記載していますが、最下段の立地基準・許可基準について資料2を用いて説明いたします。申請地は東側以外が10ha以上の農地に接していることから立地基準・第1種農地とみております。隣地地目や土地の形状は資料4でご確認いただけます。許可基準に関しましては、申請地東側が集落と接していること、同居親族の所有地を中心に本家周辺の適地を探しましたが見つからず、やむを得ず申請地を選定したこととしております。

事業期間につきましては、令和3年5月10日から着工し、令和3年10月10日に完成する計画となっております。土地利用計画については、資料3でご説明します。印刷の都合上北側が左下なのでご注意ください。

周辺農地等に係る支障の有無についてですが、敷地境界にコンクリートブロックまたは小堤を設置するため、隣接地への土砂の流出を防ぐ計画になっております。

排水計画について、汚水雑排水は浄化槽、雨水については敷地内に集水桝にて集水後、浄化槽排水と合流し、最終桝より既設側溝へ放流する計画となっております。

許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資金があると判断しております。

説明案件を含む6件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上支障がないことを確認しております。本件以外で申請面積1,000㎡以上の案件について、該当案件は受付番号18です。別紙A4の地図にてご確認ください。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、3月15日金曜日に、大見由紀雄委員と岩井和男委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分

やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第11号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第3第11号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号3から5の3件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。面積については、田27,978㎡です。

本日も承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第12号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第4 第12号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

本日別冊でお配りしました、議案1頁目の「令和3年度農用地利用集積計画実施総括表 令和3年4月15日公告分」をご覧ください。

新規に設定する面積が、68,697㎡、期間満了による更新の面積が、167万5,68㎡、合計235,703.31㎡です。

農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日も承認いただきましたら、4月15日付けで公告させていただきます。

なお、農地中間管理機構によるもの、畑・樹園地利用促進制度によるもの及び

農地利用集積円滑化事業による利用権設定面積は、今回の公告案件を含め3月15日時点で、2,319haとなります。これにより利用権による農地集積率に換算しますと約64.27%となります。

2頁目から6頁目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第3号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第5報告第3号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号2から10の9件です。転用行為別にみますと、共同住宅及び駐輪場の建築が1件、資材置場の設置が1件、作業場の建築が1件、駐車場の設置が2件、住宅の建築が1件、診療所の建築が1件、車庫の建築が1件、共同住宅の建築が1件です。面積は、田3,074㎡、畑1,799㎡の合計4,873㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号14から29の16件です。転用行為別にみますと、分譲宅地用地が1件、分譲住宅の建築が1件、宅地造成が1件、専用住宅の建築が2件、住宅の建築が8件、共同住宅の建築が1件、駐車場の設置が1件、事務所付共同住宅の建築が1件です。面積は、田3,135.17㎡、畑3,990.36㎡の合計7,125.53㎡となっております。補足ですが、今回の届出の大部分が桜井区画整理地区内であり、すでに現場は農地以外に変わっていますが農地法の届出がされていなかった状態です。桜井区画整理の換地処分に伴い適法な状態にするために届出がされました。今後も同程度の届出件数になります。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号9から22の14件です。解約事由別にみますと、売却するため8件、高齢により耕作困難のため1件、自作するため1件、他者に賃貸しするため4件です。面積は、田14,983.45㎡、畑614㎡の合計15,597.45㎡となっております。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番

号3の1件です。昭和51年より農家住宅の納屋として建築し、現在まで使用しているものです。面積は、畑9.91㎡となっております。

最後に、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。今回の調査は、18件です。現地調査の結果、免除対象予定地を農地として利用していました。面積は、田51,803㎡、畑12,861㎡、合計64,664㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について市川主査から次のとおり説明があった。

1 除外申出に係る27号計画の策定について

「安城市の農業の振興に関する計画調書」をご覧ください。この調書に記載してあるのは、この後の議事「農用地利用計画変更申出」にも関連いたしますが、先月22日付で出されました農用地利用計画変更除外申出の中のものであります。

これらの申出地につきましては、現在施工中の県営かんがい排水事業明治用水西井筋地区及び中井筋地区の受益地となっておりますが、この事業は既存の排水路の補修や能力の向上等を図るものであり、その受益地内の土地を農用地区域から除外したとしても、事業そのものへの影響は小さいと考えられております。

法令上の規制としてその事業の完了後、8年を経過しないうちは原則として受益地内の土地を農用地区域から除外することはできないとなっておりますが、除外転用によってその土地に設けられる施設が、地域の農業の振興に寄与すると認められることを市の計画において定めれば、例外として農用地区域から除外することができるようになります。

今回の3案件につきましては、優良農地の保全を図るため、計画的な土地利用を進めるものであると言え、地域の農業の振興に寄与すると考えられます。この市の計画というのは根拠法令の条文から27号計画と呼ばれており、農業委員会の意見を聞いたうえで定めることとされておりますので、本日提案させていただきます。

説明は以上でございますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農用地利用計画変更申出について

これは令和3年2月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっています。

今回の申出の内訳は、農用区域からの除外が31件、132,358.95㎡ですが、この中には計画の軽微な変更該当する除外が1件91,044.45㎡含まれます。また、農用地の用途変更が2件1,628㎡でした。

除外の目的別に見ますと、分家住宅の建築等が11件、駐車場が11件、資材置場が1件、社員寮や物流倉庫等が7件、軽微な変更該当する公共用地が1件の合計31件の申し出となっています。

計画の軽微な変更とは、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条に該当するものであり、今回これにより農用地から除外するものは、愛知県が整備を進めている油ヶ淵水辺公園に関連するものが1件です。また、1ha以内の用途区分の変更として、農機具格納庫と農業用倉庫の設置のための農業用施設用地への変更が2件となっています。

それぞれ詳細につきましては、次のページ以降の調書のとおりです。なお、1,000㎡以上の除外案件の位置図と土地利用計画図については本日資料をお配りしておりますのでご確認ください。

なお、現地調査につきましては、3月15日月曜日に岩井和男委員と、大見由紀雄委員にお願いし、実施いたしました。

除外案件については、本委員会でご了承いただくことができましたら、愛知県知事との事前協議の手続に移らせていただくこととなります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について岡田課長補佐から次のとおり説明があった。

まず、「1 農業委員会活動記録簿集計表の提出について」は、1ページの、資料1をご覧ください。

昨年9月の定例会におきまして、農業委員会活動記録簿の作成をお願いするとともに、そのために必要な資料を配付させていただきましたが、その際にお話した集計表の提出期限が近付いてまいりましたので、本日は改めて、関係する点についてのみ簡単に説明をさせていただきます。

まず、1ページの資料では、「2」の「記録の要領」というところに書いてあ

りますが、皆様には9月の定例会でお配りした「月別の活動記録簿」及び「活動記録帳」それから、事務要領の3点をご活用いただき、日々の活動を記録していただいていることと思います。そして、3の(1)のところに記載してありますように、ご自身の今年度の活動がすべて終了しましたら、別添の、又は9月にお配りしたもののどちらでも結構ですが、「2020年用の活動記録簿集計表」の様式に今年度分の記録を集計し、この様式のみを、来月の農業委員会の日に事務局へご提出くださいますようお願いいたします。なお、記録を集計していただく期間につきましては、ア及びイのとおり、当然ながら再任の方と新任の方とで異なりますので、ご注意ください。

次に、集計表への記載の仕方につきましては、9月にご説明いたしました内容と同じではあります。資料の2ページと、次の3ページに標準的な例が記載してありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それから、本日お配りしたのは、提出用の様式1枚のみですが、そのほかの資料も紛失などの理由で必要となった方は、事務局へお申出ください。

最後に、日々の活動の記録につきましては、令和3年度に入った4月以降も、このまま続けていただきますようお願いいたします。記録の仕方は、これまでと同様とお考えください。ちなみに、この件は9月の農業委員会で説明をし、向こう1年分の活動を記録するための資料を配付するという流れを毎年繰り返しておりますので、令和3年度も9月に改めて説明をさせていただくとともに、次の1年分の資料を配付させていただく予定です。

この件については以上でございまして、続いて、「2」の、「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」につきましては、平常時ですと3月中に東京で開催され、女性農業委員の皆様が参加される場所ですが、今年度はコロナ禍の影響を考慮しまして、主催者から、オンライン配信により開催するとの通知がありました。そこで、本市では明日の午前中に、女性農業委員の皆様により市役所の第10会議室にお集まりいただきまして、実施いたします。

続きまして、「3」の「愛知県農業会議令和2年度第3回臨時総会」につきましては、3月26日(金)に愛知県三の丸庁舎で開催されますが、こちらも主催者から、感染症予防のため出席者を役員などに制限したいとの通知がありましたので、本市は会長、事務局ともに欠席とした上、書面により議決権を行使することを主催者には報告してございます。

次に「4」の「配付物」ですが、今月は、のうねん3月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

次に、「5」の「次回予定」ですが、次回は、4月22日(木)の午後1時30分から、安城市役所さくら庁舎2階の第37会議室で運営委員会を、午後2時30分から、第36会議室で定例会を開催します。なお、研修会は予定しており

ません。また、平常時の4月であれば、農業委員会の終了後に懇親会を開催しておりますが、来月につきましては、時節柄見合わせることにさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時半、議長は閉会を宣する。